

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回までに提案されたテーマ)

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回企業会計基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、企業会計基準諮問会議事務局から、本テーマに関するこれまでの審議の状況及び関連する法整備の検討状況を踏まえて、本テーマを取り下げることが提案された。

企業会計基準諮問会議の委員から特段の意見は聞かれなかった。議長より、当該「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」を取り下げる旨の発言がなされた。

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）で提案されたテーマ「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関し、企業会計基準委員会（ASBJ）へ依頼した主にスタートアップの関係者の意見聴取について、ASBJ の川西委員長より実施状況の報告を受けた。これを受けて、意見聴取の状況や内容に関して、基準諮問会議委員の現時点での感触等が確認された。また、今後の進め方として、以下の点について意見交換が行われた。

- ① 公聴会の実施範囲の十分性
- ② 追加の情報収集に関する範囲
- ③ 次回の基準諮問会議の進め方

意見聴取の実施状況の報告及び事務局からの提案について、企業会計基準諮問会議の委員より主に以下の意見が聞かれた。

- 今回の意見聴取は会計基準としての改善が見込まれるかどうかという観点から行っているところ、この改善には多様な解釈があると考えられる。今回の意見聴取を通じて、比較可能性の改善が最も重要な論点ではないかと考える。実際に、公聴会議事録や資料では「比較可能」という用語が頻出していた。企業会計基準委員会（ASBJ）の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」や国際会計基準審議会（IASB）の財務報告に関する概念フレームワークにおいて、比較可能性の質的特性の位置付けは基本的な質的特性よりも一段低いところにあるものの、利用者視点では特に重視される特性であると考えられる。公聴会で聞かれた意見の範囲では、機関投資家や格付機関等の利用者は自ら調整を行った上で企業分析や投資判断を行っているため、会計基準の変更による比較可能性の向上の便益は限定的である一方、日本の株価形成に大きな影響を持つ個人投資家を比較可能性の観点でミスリードしないことが重要であると考えられる。このため、解決策としては 2 案（①IFRS との整合性を図る会計基準の改正、②のれんの償却を継続する場合は、損益計

算書本表で「のれん償却前営業利益」の表示を強制し、個人投資家へ浸透を図る方法) ありと考える。この両案のコスト便益や提案者が求める時間軸やスピード感を比較検討することが重要であると考えます。

今後の進め方については、日本基準適用企業と IFRS 任意適用企業双方の財務諸表作成者の意見聴取を行うことが望まれる。また、日本基準の企業と IFRS 任意適用企業との間で銀行の与信判断が少し異なるとの説明があったように思われるので、与信実務の問題なのか会計基準の問題なのかを銀行関係者に確認するほうがよいと考える。また、事務局提案のとおり仮に会計基準の見直しを行う場合の範囲・期間等、関連法制との関係、単体財務諸表への影響に関する追加情報の収集が必要であると考えます。その上で、2案を比較検討することが有効であると考えます。

- 意見聴取の目標は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの結論を得ることであると理解している。今回の公聴会の ASBJ による対象者への質問事項に対する回答を受けて、本提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの判断の整理が非常に難しいと考えている。このため、次回の基準諮問会議においては、この整理を事務局から示すことをお願いしたい。また、会計基準の改善に繋がるかどうかについては、概念フレームワークに従った整理を行うことが有用であると考えます。具体的には、基本的な質的特性である目的適合性と忠実な表現の観点から整理を行った上で、補強的な特性である比較可能性及び理解可能性の観点から整理を行うことが有用ではないかと考える。忠実な表現の整理に関しては、ASBJ ではのれんの性質についてこれまで十分に議論を行ってきたため、のれんを償却する考え方と非償却とする考え方でどのような関係にあるのかを改めて整理する必要があると考えます。

また公聴会の実施範囲について、2024 年 4 月から 2025 年 3 月までの有価証券報告書提出会社の日本基準適用企業のうち連結財務諸表で「のれん」を計上している企業は約 1,400 社あり、重要な会計上の見積りにのれんを記載している企業は 650 社、監査上の主要な検討事項 (KAM) にのれんを記載している企業は 480 社あることから、今回のテーマ提案の内容はスタートアップ企業のみならず非常に多くの企業に影響すると考えられる。こうした中で、これまでの公聴会では財務諸表作成者の意見聴取対象者がスタートアップ企業のみになっている点に懸念がある。したがって、今後、より広くのれんを計上している日本基準適用企業に対しても意見聴取することを検討する必要があると考えます。

さらに、これまでの公聴会において IFRS 会計基準への移行コストが高いとの意見があったが、仮にのれんの非償却を導入する場合、減損会計のモデルの変更等の様々な会計基準の変更が必要になる可能性があるため、会計基準の変更による追加的なコストについても整理する必要があると考えます。

- 企業活動や経済的影響等に過度に配慮するような基準開発を行うと、日本の会計基準の中立性や信頼性等を損なってしまう可能性があるかと懸念している。したがって、会計基準の改正を行う場合は、少なくとも理論的な根拠を明確に示したうえで、基準間の理論的な整合性を維持していくことが不可欠であると考えている。

また、改正対象となる会計基準の範囲に関して、仮に既存の連結会計基準や企業結合会計基準についてのれんに関連する部分のみを改正すると、場当たりのな会計基準の改正になる可能性が高いと思われる。このため、仮に改正を行うのであれば、無形資産会計の全体の枠組みを見直し、のれんがどのような位置付けになるかを検討することが我が国の会計基準の理論性や中立性を強化できると考える。この検討は2009年に実施された「無形資産に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）や2013年の「無形資産に関する検討経過の取りまとめ」の蓄積を利用すれば、無形資産に関する会計基準の開発も不可能ではないと考えられる。

さらに、取得原価主義や原価配分の枠内での償却の位置づけが問題となると考える。かつてのIASBののれんの償却の有用性の議論においては、のれんの耐用年数を合理的に見積ることができるかどうか論点になっていた。現行のIAS第38号「無形資産」においても耐用年数が確定できるか否かで無形資産の償却方法が定められている。加えて、論点整理においても耐用年数が確定できない無形資産について議論されていることから、のれんの耐用年数をどのように扱うのかの問題は避けられない論点であると考えている。

- パブリックな会計基準というルール設定においては、設定のプロセスが非常に重要であると考えている。現行ののれんの会計処理を変更する場合、大きな会計基準の変更となるため、従来とは大きく事象が異なっている、あるいは大きな世の中の環境変化が生じているという前提が必要になると考えられる。したがって、のれんの会計処理を非償却に変更するかどうかについてはこの点を整理したうえで検討を進める必要があると考えている。

また、のれんに関する会計基準の改正の影響は、機関投資家と個人投資家だけではなく、非公開企業の利害関係者にも影響があると考えられる。新規の株式公開（IPO）においては上場企業と同等の開示ルールに従った運用が必要であると考えられるが、非公開企業であるスタートアップ企業の財務諸表利用者に対して、公開企業と同様の会計基準が必要であるのかという論点もあると思われる。この点、のれんの償却・非償却の選択制は望ましくない一方、非公開企業のM&Aのように個人投資家が関与しない場合には、関係者が合意できるのであれば、非公開企業に特有で米国会計基準のようにのれんの償却の選択制を認めるような基準設定の方法もあるのではないかと考える。

- 公聴会における学識経験者及び財務諸表利用者においては、のれん非償却導入について賛否両論の意見があり、監査法人関係者においては、比較的中立の立場での意見が多かったと理解している。財務諸表利用者は、属性、業務内容、投資スタイルが多様であることに応じて財務諸表の利用方法や分析手法が異なるため、多様な意見が聞かれ、それ

ぞれに優劣はないと理解している。一方、財務諸表作成者においては、多様な事業や経営戦略があることを踏まえるとのれんの償却・非償却について様々な意見があるように思われるが、これまでの公聴会ではのれんの非償却を支持する関係者の意見が中心であったように思われる。そこで、提案としては、①のれん償却を実施している日本基準適用企業に対して、のれんの償却についての考え方、仮にのれんの非償却とする場合の減損テストの厳格化等をどのように考えるかについての追加の意見聴取、②IFRS 任意適用企業に対して IFRS 適用による経営の変化や厳格な減損テストの実務についての追加の意見聴取、③大手・準大手の監査法人以外の小規模な監査法人に対して仮にのれん非償却を導入した場合に想定される厳格な減損テストに係る内部統制の評価を含めた監査上の懸念や想定される監査工数の増加などについての追加の意見聴取をお願いしたい。また、会社法・税法等の関連諸法令に関する追加の情報収集については事務局の提案に賛成する。

今後の進め方については、会計基準の改善に繋がるかどうかの検討にあたっては、公聴会での関係者からの意見、これまでの ASBJ での議論、様々な角度からの論点の整理を踏まえて、日本基準としてどのようなのれんの会計処理が広く日本企業の財政状態及び経営成績をより適切に示すことができるかという点について概念フレームワークに従って検討することが最も重要であると考えている。

- 公聴会を聞いての感想については、立場によって様々な意見があることはもともと想定されていたことであると思うが、そうした意見を踏まえても日本基準として会計基準の改善に繋がるのかどうかという目的をぶらさずに検討を進めていくことが必要と感じている。また、IASB や FASB において、のれんの非償却を償却に変更しようとしたが変更に至らなかったことは、実務的な影響があることも非常に大きな理由であると思われる。現在、我が国ではその逆のパターンを検討しているので、テーマ提案者からは時間軸が示されていることを認識しつつも、拙速に決定できるテーマではないため十分な検討を実施する必要があると考える。また、本テーマはすべての企業に影響することであり、IASB や FASB においても非公開企業など小規模企業にはのれんの償却が認められていることから、減損テストや無形資産の識別の難しさという点も踏まえて実務的な実行可能性を十分に検討したうえで、議論を進めるべきと考える。

今後の進め方について、公聴会の実施範囲については、全体的なバランスの観点から、財務諸表作成者の意見を追加で聞きたいと考える。特に IFRS 任意適用企業及び日本基準適用企業の中でのれんの計上が多い企業や M&A を積極的に実施している企業に対する追加の意見聴取が必要と考える。また、一般論としてスタートアップ企業などではガバナンス・内部統制に関して改善余地のある企業があると認識しているため、このような企業が適切な企業価値評価や公正価値評価を実施できるのか、あるいは、無形資産の識別を適切に行うことができるのか、企業に十分なリソースがあるかどうかという点、さらに公正価値評価等を実施するための専門家が十分に足りているのかという点なども含め

て実行可能性を検討する必要があるのではないかと考える。加えて、他の会計基準との関連性という点においても、無形資産の検討や固定資産の減損等との関係についての整理が重要であり、これらを含めて会計基準の改善に繋がるのかということ十分に検討する必要があると考える。

- 公聴会を踏まえての感触については、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものにしていくという方向性でこれまで日本基準を議論してきた経緯があるため、本件についてもこの方向性に基づいて改めて議論を進めることが良いと考える。そのうえで、のれんの償却だけではなく無形資産の認識や関連する減損テストのあり方も含めた幅広い視点で検討を進める必要があると考える。

今後の進め方については、日本基準適用企業で海外の M&A を実施している財務諸表作成者及び海外投資家の目線の観点から意見聴取を実施していただきたい。

- 公聴会の感触については、のれんの非償却モデルへの移行、減損モデルへの移行は慎重であるべきと考える。財務諸表作成者としては、一度計上されたのれんの残高を減損でしか減らすことができないという会計基準には問題があるのではないかと考えている。公聴会においても個人投資家がのれんを意識することが非常に難しいという発言があったことも踏まえると、ネガティブサプライズ（想定外の下振れ要因）でしかのれんが会計処理できないという会計モデルに簡単に移行してはならないと考える。また、IFRS と同様の 1 ステップでの減損モデルに移った場合、のれんを計上していない有形固定資産のみ保有する企業にも影響があるとされ、影響が広範になるとの指摘もあったことから、慎重に判断すべきだと考えている。

今後の公聴会の実施範囲については、日本基準適用企業と IFRS 任意適用企業のそれぞれで、のれんや有形固定資産の残高が比較的に多額である財務諸表作成者に対して追加の意見聴取をお願いしたい。また、その他の進め方については、事務局の提案に賛成する。特に、減損モデルを移行した場合、単体財務諸表の有形固定資産等への影響が想定されるため、その影響分析も含めて分析を実施することが必要であると考えている。

- 今後の進め方について、単体財務諸表にも適用される可能性があるため、株主の利益の概念に影響することや税務等に影響することが重要であると考えている。利益の概念や利益の測定の基本思考に関わる重要なテーマであるため、慎重に進める必要があると考える。これらにより、今後の進め方については事務局の提案に賛成する。
- 公聴会を受けての感触・意見について、財務諸表の国際的な比較可能性が重要な論点であると再認識した。また、仮にのれんの非償却の検討を進めるのであれば、固定資産の減損会計の影響や無形資産の会計基準の開発などについて検討する必要があると考える。一方、のれんの償却・非償却の選択適用の論点については恣意性の介入や財務諸表の比較可能性の影響があると考えられるため、テーマアップの観点からは優先度が低いと考

える。また、同様に、のれん償却費の計上区分の論点についても、テーマアップの観点からは優先度が低いと考える。

今後の進め方については、日本基準適用企業で M&A を活発に実施している財務諸表作成者に対して、経済活動の観点からのれんの償却・非償却をどのように考えているのかについて意見聴取の実施をお願いしたい。

- のれんを非償却とする場合、すなわち、のれんの評価を IFRS ベースで実施する場合には、現状の日本の減損会計基準について、変更対象になる考え方の部分を例示することは、今後の検討にあたり有用であると考ええる。ポイントを網羅することは難しいと思われるが、例えば、1 ステップなのか 2 ステップなのか、減損の兆候の例、減損損失の計上区分などが対象となると考える。

これまでの公聴会において外国人投資家に対してのれんの償却を説明することは非常に難しいという意見や海外投資家が日本企業をスクリーニングする際に財務諸表の数字をそのまま使用していると思われるという財務諸表作成者の意見があった。一方で、機関投資家が国際比較する場合に開示情報をそのまま使用することはなく自社内で調整するという財務諸表利用者の意見があった。こうした食い違いがあるため、海外投資家が実際にどのような見方を行っているのかが気になった。

- 公聴会を受けての感触・意見について述べたい。テーマ提案者の追加資料では M&A 促進の重要性が触れられているが、総合商社にとっては M&A による事業の拡大が重要な成長の要素となってきたり、今後もそうであると考えている。2000 年代初頭から米国会計基準を採用し、その後 2010 年に IFRS 会計基準に移行して現在に至っている中で、のれんが非償却である会計基準を採用し、多くの M&A を通じて会社規模が大きくなってきた歴史がある。のれんを非償却とする場合、短期的には減損損失によって損益が生じる問題、あるいはのれんの発生及び残高を適切に管理して健全なバランスシートを維持するための取組みを継続的に行う必要があるという問題があると認識しているが、のれんの非償却が M&A を後押しし、中長期的な成長に繋がることは感覚として経験的に同意できる。

今後の進め方については、より多くの意見を聴取し、本質的な会計基準の改善に繋がるように進めていただきたい。

- 公聴会を受けての感触・意見について、のれんの非償却を強く主張される方以外は、中立的な意見が多いという印象があり、現時点で会計基準の改善に繋がるかどうかという観点では判断が非常に難しいと考える。したがって、追加の情報収集を実施する事務局の提案に賛成する。特にのれんの非償却を導入した場合、それに併せて厳格な減損ルールを導入することについて日本基準適用企業の大多数がどのように考えているのかを丁寧にリサーチしていただきたい。

審議の結果、議長より、事務局の提案及び審議において聞かれた意見を踏まえ、時間的な

制約と対象者の同意の点でご要望いただいたすべての意見聴取を実施できるかは確約できないが、可能な限り追加的な意見聴取を企業会計基準委員会に依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進める旨の発言がなされた。

連結財務諸表における取扱い

第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）で提案されたテーマ「連結財務諸表における取扱い」に関し、事務局から次回以降、事務局の分析を提示する予定であることが説明された。

以上